

平成 28 年 3 月 18 日

河川の管理に関する行政評価・監視 ＜改善意見に対する回答（改善措置状況）の概要＞

総務省京都行政評価事務所（所長：根上 純一）では、平成 27 年 4 月～11 月に実施した「河川の管理に関する行政評価・監視」調査結果に基づき、近畿管区行政評価局を通じて、国土交通省近畿地方整備局に対して、必要な改善措置を講ずるよう通知（平成 27 年 11 月 19 日）しました。

この度、通知に対する改善措置状況について、同局から回答がありましたので、その概要を取りまとめ、公表します。

（詳細は別紙をご覧ください。）

【本件連絡先】

総務省京都行政評価事務所

評価監視官 雑賀（さいか）、岸本（きしもと）

電 話：075-802-1140

F A X：075-802-1180

河川の管理に関する行政評価・監視 <改善意見に対する回答(改善措置状況)の概要>

指摘事項の概要

【調査の背景】

- 京都府内には数多くの河川(394 河川(延長 2, 046km))が流れ、そのうち重要度の高い淀川水系及び由良川水系の 26 河川(延長 195km)を国(国土交通省)が直轄管理
- 近年、京都府域では河川氾濫等が頻発しており(H25.9 淀川水系及び由良川水系で氾濫、H26.8 由良川水系で浸水)、対策が急務

調査実施時期 平成 27 年 4 月～11 月
 通知先 近畿地方整備局
 通知日 平成 27 年 11 月 19 日
 回答日 平成 28 年 3 月 16 日

1 河川区域における不法行為の解消に向けた取組

(1) 不法占用等の是正

- 不法行為事例(79 事例) <違法工作物 57 事例、不法耕作 7 事例、不法係留 2 事例、不法投棄 13 事例>
- ※ このうち、不法行為を効果的に解消するための是正実施計画を作成しているのは 37 事例のみ

(2) 占用許可事務

- 12 公園のうち、3 公園でベンチ又は柵等が破損、9 公園で無許可工作物設置
- 抽出した工作物(樋門、公園等) 168 件のうち、19 件が更新手続き未了のまま占用しており、うち 8 件が 5 年以上経過

(3) 河川区域の指定のない河川敷地の管理

- 当初の河川区域指定以来、見直しが実施されず、築堤済みでも未指定の区域あり。未指定区域に廃棄物とみられる物が集積されている事例もあり、出水時の影響懸念

近畿地方整備局は、該当河川関係事務所に対して、次の措置を講ずるよう指導する必要がある

- ① 是正指導の徹底、是正計画の見直し
- ② 民有地の不法建築の計画的是正
- ③ 不法投棄の是正と効果的予防方策の検討

占用公園の許可受者に

- ① 許可目的・条件にあった適切な管理
- ② 不必要な工作物の早期撤去
- ③ 占用許可更新の適切な申請・補正などを指導

長期間にわたって河川区域指定が行われていない区域については、その指定の必要性を指導

2 河川区域及び河川管理施設等の適切な維持管理状況

- 河川巡視規定で定められている計画等が未策定、河川巡視で把握した不法占用等の問題箇所への対応が、出張所(河川系事務所の出先機関)によって区々
- 護岸の目地や亀裂部分から草木が繁茂、護岸の毀損に結びつく恐れのある状況多数

- ① 河川巡視計画書等の作成徹底による効果的な河川巡視の実施
- ② 護岸の保護のための効果的な方策の検討
- ③ 許可工作物に関する情報の積極的な提供

近畿地方整備局の取組(改善措置状況)

不法占用対策、適切な維持管理に向けて改善を図るべき事項について、管内全河川関係事務所に通知及び事務連絡を发出。また、整備局(河川部)幹部による、管内河川関係出張所の現地調査を実施し、指導事項を徹底

1 河川区域における不法行為の解消に向けた取組

(1) 不法占用等の是正

主な調査結果

- 淀川水系及び由良川水系における不法行為事例（計 79 事例）
【内訳】不法耕作等に係る事例（66 件）〈違法工作物（57 事例）、不法耕作（7 事例）、不法係留（2 事例）〉、不法投棄に係る事例（13 件）
- 不法耕作等に係る 66 事例のうち、是正実施計画を作成しているのは 37 事例のみ
また、重点的な是正対策を行うための是正年次計画を策定しているのは 2 事例のみ
- 是正実施計画未作成の 29 事例のうち、24 事例では是正指導等が未実施

当事務所の指摘事項

- ① 是正実施計画を作成した不法行為に対する是正指導の徹底。また、是正年次計画策定の取組を推進
- ② 民有地の不法建築については、行為者に違法状態ということを認識させ、計画的に是正
- ③ 不法投棄については、効果的な予防措置の実施

近畿地方整備局の改善措置状況

調査結果を受けて、近畿地方整備局（以下、「整備局」という。）は、管内河川関係事務所に対し、河川部長名の通知及び河川部水政課長・河川管理課長連名の事務連絡（いずれも平成 28 年 1 月 8 日付け。以下「通知等」という。）を発出し、指摘事項に対する対応を指導。28 年度の河川管理状況ヒアリングにおいて対応状況を確認する予定

- ① 是正実施計画の実施状況を精査し、未実施・遅延事案がある場合は、理由の検証、計画の見直し検討を指示。また、該当河川関係事務所においては、是正年次計画格上げの検討を指示
- ② 河川管理上支障が考えられるような案件については、是正実施計画を策定した上で計画的に是正するよう指示
- ③ 不法投棄に対する効果的な予防対策事例を収集し、該当事務所に情報提供予定

【事例に対する対応状況】（平成 28 年 1 月末現在）

- ・ 不法耕作等に係る事例（66 件）
国有地における事例（47 件）のうち 34 件は指導等措置を実施済、うち 1 件は是正済
民有地における事例（19 件）は、是正実施計画に基づき計画的に是正又は対応方針を検討中
- ・ 不法投棄に係る事例（13 件）：9 件は是正済

参考資料【写真①②】参照

(2) 占用許可事務

主な調査結果

- 淀川水系及び由良川水系で占用許可している 11 公園（注）当初は 12 公園であったが、1 公園は市有地であることが判明したため除外のうち 3 公園で、ベンチ、柵等の破損が放置されているなど、管理が不十分
うち 8 公園で、可動式トイレ等の工作物が無許可で設置
- 可搬式工作物がある 10 公園のうち、占用許可条件に撤去訓練の項目がないものが 5 公園
- 今回抽出した工作物（樋門、公園等）168 件のうち、占用許可期間満了後も更新手続が完了しないまま占用を継続しているものが 19 件

当事務所の指摘事項

- ① 占用許可を受けている公園の管理について、許可受者に対し、占用許可の目的や占用許可の条件に沿ったものとするための適切な整備、管理の実施、工作物の適正な許可申請の実施、不必要な工作物等の早期撤去など、指導
- ② 占用許可の更新に当たり、許可受者に対し、許可期間を考慮した適切な申請、申請の補正を行うよう指導

近畿地方整備局の改善措置状況

整備局は、全ての河川関係事務所に通知等を発出し、以下のとおり指導するとともに、今後、堤外にある全ての公園の整備・管理状況の一斉点検、フォローアップをも予定

- ① 占用公園の管理者に対し、公園の管理を適切に行うよう指導するとともに、危険な場合は、河川管理者自らが立入り禁止措置を取ることに検討
- ② 更新許可の遅延の責が許可受者にある場合は、早期の対応を許可受者に指導

【事例に対する対応状況】（平成 28 年 1 月末現在）

参考資料【写真③～⑫】参照

- ・ 管理が不十分とした 3 公園のうち、予算措置に時間を要するもの以外は是正済（水浸しだったテニスコートの水を除去、倒れていたゴルフ禁止看板の設置、廃棄物処理等）
- ・ 無許可工作物のある 8 公園全てに是正指導実施（1 件は是正済）
- ・ 占用許可条件に撤去訓練の項目がない 5 公園全てに対して対応済、又は対応予定
- ・ 更新許可がされていない占用施設（19 件）
うち、5 件は更新許可済。13 件は申請書類を審査中。1 件は申請書提出を指導中

(3) 河川区域の指定がない河川敷地の管理

当事務所の指摘事項

管理上、河川区域として指定が必要な区域で、長期間にわたり指定されていないものについては、該当河川関係事務所に対して、その必要性を指導

近畿地方整備局の改善措置状況

整備局は、全ての河川関係事務所に対し、通知等を発出し、管内の直轄全河川に対して、管理上、河川区域として指定が必要な区域について、長期間にわたり指定されていない河川に関する調査を実施

調査結果を踏まえ、該当河川関係事務所に対して、今後ヒアリングを実施し、対応方針を策定して、早急に見直し作業を開始するよう、指導を行う予定

2 河川区域及び河川管理施設等の適切な維持管理状況

主な調査結果

- 河川巡視規程で定められている計画等を未作成、河川巡視で把握した不法占用等の問題箇所に対して、出張所によって対応状況が区々
- 護岸の目地や亀裂部分等から草木が繁茂しており、護岸の毀損に結びつくおそれがある状況が多数
また、管理車両用道路や耕作地への道路のゲートが開放状態のものあり(10か所)
- 許可工作物の自主点検結果において、異状があった箇所に関する今後の対応方針について不明なものが4施設
河川巡視で把握した許可工作物の異状についての施設管理者への情報提供が出張所によって区々

当事務所の指摘事項

- ① 河川巡視計画書等の作成徹底による効果的な河川巡視の実施と把握した問題箇所の是正に向けた具体的な対応の速やかな実施
- ② 護岸の保護のための効果的な方策の検討などの河川管理施設の管理強化
- ③ 許可工作物の異状に対する施設管理者の対応方針の確認徹底
許可工作物に関する把握情報の施設管理者への積極的な提供

近畿地方整備局の改善措置状況

整備局は、全ての管内河川関係事務所に対し、通知等を発出し、以下のとおり指導するとともに、河川部幹部による河川巡視、河川管理施設等の維持管理に関する現地調査を実施

- ① 巡視要領に基づいた適正な河川巡視の実施
河川巡視により問題箇所を把握した場合は、行為中止指示標の設置等、行為者特定及び是正指導に努める
- ② 護岸の毀損に結びつくおそれのある草木を確実に除去・伐採するための効果的な方策を検討
通路ゲートの施錠管理や看板等の施設管理の適切な実施
- ③ 河川巡視等で許可工作物の問題箇所を把握した場合は、施設管理者に対して情報提供を行い、適切に維持管理されるよう、指導を徹底

主な改善事例

○ 不法投棄に係る事例

【写真①】(宇治川)



【写真②】(宇治川)



※ 撤 去 済

○ 占用公園の許可工作物の管理が不十分な事例

事例 1 久世橋西詰公園(桂川)

【写真③】 テニスコートが水浸しになっている



水を除去



【写真④】



【写真⑤】

【写真⑥ 草が伸び放題で遊具が使えない状態】



【写真⑦】



【写真⑧⑨
廃ボートが放置されている】

※ 撤去済



【写真⑩トイレの残骸が放置されている】

※ 撤去済

事例2 久世橋東詰公園（桂川）

【写真⑪ゴルフ禁止看板が倒れたままになっている】



【写真⑫】



(注) 本表は、当事務所の調査結果に基づき作成した。